

平成27年度地方税制改正の課題



総務省

「第123回 国会对策委員会」

平成26年10月1日

総務省自治税務局企画課長

開出 英之

<目次>

平成27年度地方税制改正の課題	1
1. 地方法人課税	3
2. 車体課税	27
3. 地方消費税	35
4. 固定資産税(27年度評価替え、償却資産課税)	42
5. 個人住民税(ふるさと納税)	48
6. その他	51

平成27年度地方税制改正の課題

平成27年度税制改正に向けた地方税制の主な課題

- 法人実効税率の引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充)
 - ・ 法人事業税の付加価値割の拡大、資本割の付加価値割への振替等。
- 地方法人課税の偏在是正
 - ・ 消費税率(国・地方)10%段階における偏在是正措置(法人住民税法人税割の交付税原資化、地方法人特別税・譲与税制度のあり方)。
- 車体課税
 - ・ 消費税率(国・地方)10%段階における自動車税の環境性能割の導入、自動車税のグリーン化特例の見直し、軽自動車税の軽課の検討等。
- 固定資産税(27年度評価替え、償却資産課税)
 - ・ 評価替えに伴う負担調整措置等の見直し、市町村の基幹税である固定資産税の償却資産課税、東日本大震災被災区域の評価替えの実施。
- ふるさと納税の拡充
- その他
 - ・ 地球温暖化対策に関する地方財源の確保
 - ・ 軽油引取税に係る課税免除措置の見直し
 - ・ ゴルフ場利用税 等
- ※ 消費税率(国・地方)10%への引上げ判断、軽減税率制度の検討

1. 地方法人課税

法人税改革を巡る経緯について

未定稿

- 平成26年1月22日 スイス・ダボス会議にて、安倍総理が「本年、さらなる法人税改革に着手します。」と表明。
- 3月12日 法人課税DG(ディスカッショングループ)(座長:大田弘子委員)第1回会合
- 4月24日 第4回法人課税DG(地方法人課税の改革、外形標準課税等)
- 5月15日 第7回経済財政諮問会議において、民間議員より、以下の提言
- ・ 法人税の実効税率について、将来的には25%を目指しつつ、当面、数年以内に20%台への引き下げを目指すべき
 - ・ アベノミクスの成果として、実績が(政府の財政健全化の取組の前提となっている予算等)の基準を上回る場合には、その超過分と税収中立の改革による財源と合わせて、法人税率引下げに還元することで、「経済再生」と「財政健全化」の両立を目指すべき。
- 5月27日 第8回経済財政諮問会議において、新藤総務大臣より、「地方法人課税の改革については、内閣の一員として協力をしていく。一方で、地方財政に穴を空けたままということはありません。外形標準課税の拡充など知恵を出していきたい」と発言。
- 6月 5日 自民党税制調査会、公明党税制調査会(「法人税改革に当たっての基本的認識と論点」とりまとめ)
- 6月24日 経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)閣議決定
- 6月27日 政府税制調査会(「法人税の改革について」とりまとめ)

法人関係税の国・地方の配分

< 税収 >

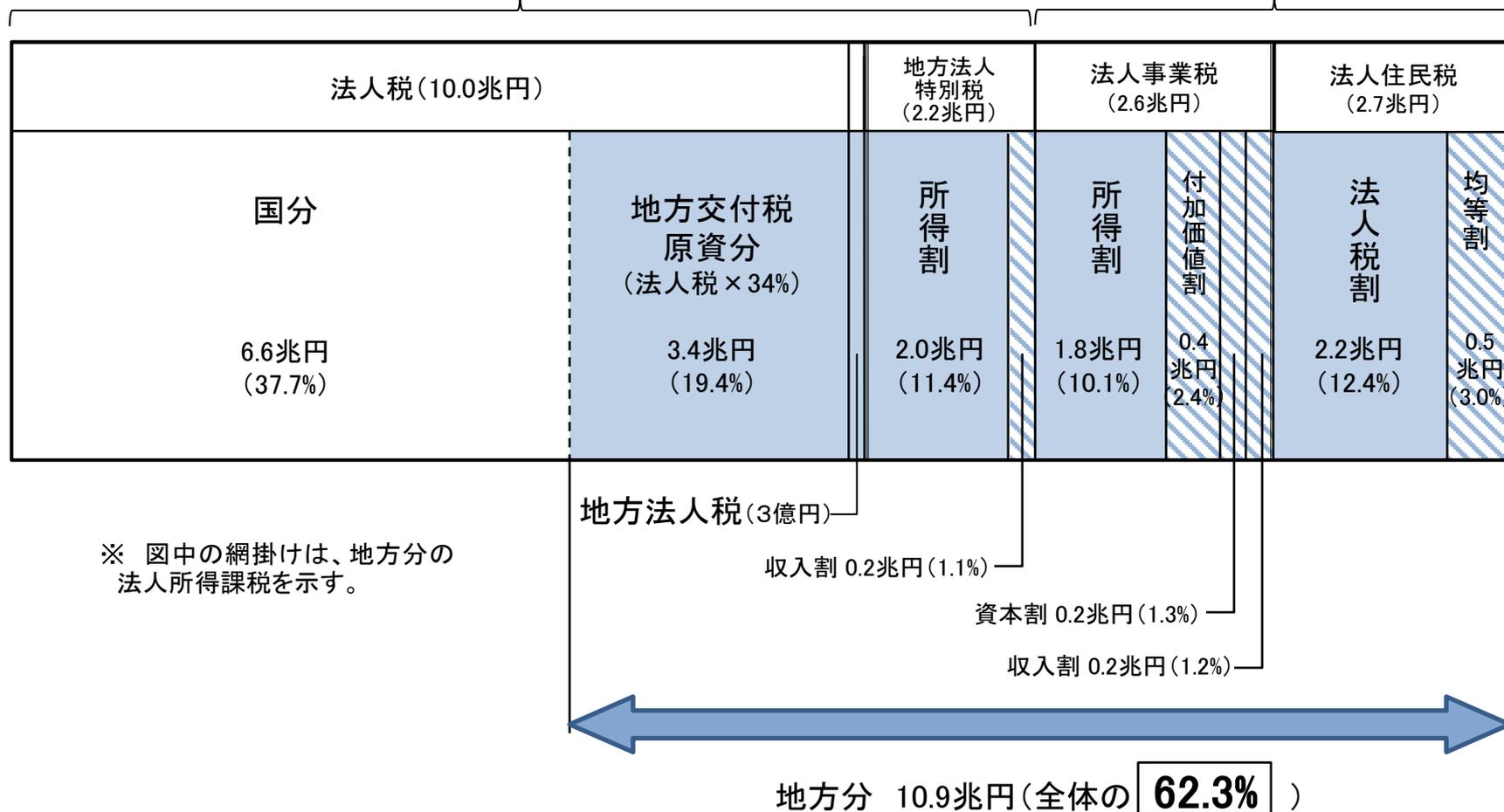
※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。

税収総額: 17.6兆円

国税

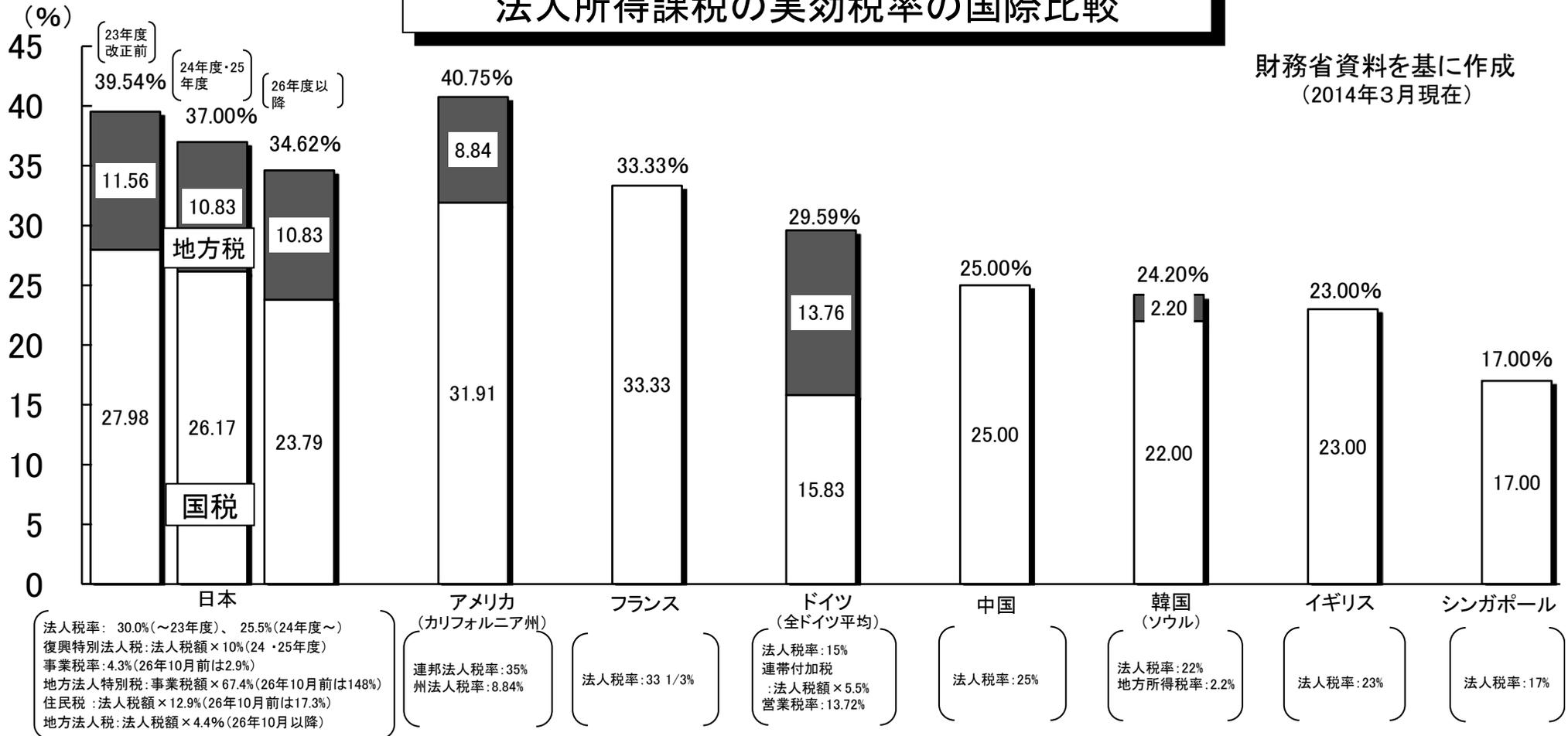
地方税



※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。

法人所得課税の実効税率の国際比較

財務省資料を基に作成
(2014年3月現在)



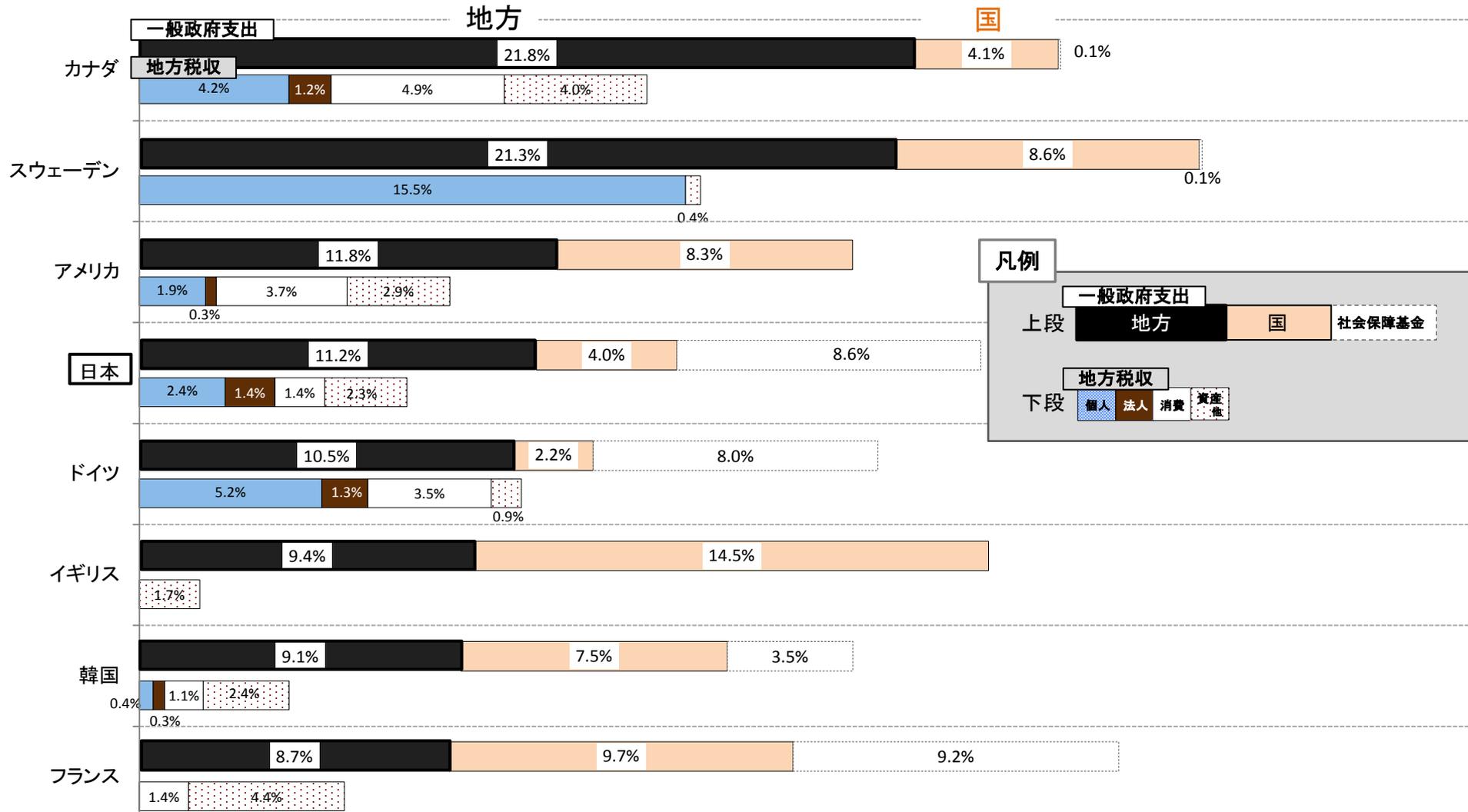
〔注〕1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。東京都の場合、26年度以降は35.64%。
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
 4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

(注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。東京都の場合、26年度以降は35.64%。
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
 4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2011年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウェイトを占めている。

一般政府支出のうち地方分のGDPが高い順



凡例

上段
 一般政府支出
 地方 (黒色) 国 (オレンジ色) 社会保障基金 (点線)

下段
 地方税収
 個人 (青色) 法人 (茶色) 消費 (白色) 資産他 (点線)

(注) 1 OECD統計による2011年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。
 4 スウェーデンの勤労所得税(国)は、一定以上の所得への課税であり、中・低所得者への税額控除を含めると税収はマイナスとなる。

国・地方の一般政府支出(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の一般政府支出(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位:%)

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
一般政府支出 (GDP比) 2011年	国	4.0	2.2	4.1	8.3	7.5	9.7	14.5
	地方 (州を含む)	11.2	10.5	21.8	11.8	9.1	8.7	9.4
実効税率 2013年	国	26.2	15.8	15.0	32.8	22.0	34.4	23.0
	地方 (州を含む)	10.8	14.4	11.3	6.3	2.2	—	—

(出典)

- ・一般政府支出:国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率:OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

(注) 1. 一般政府支出割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。

2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。

3. 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。

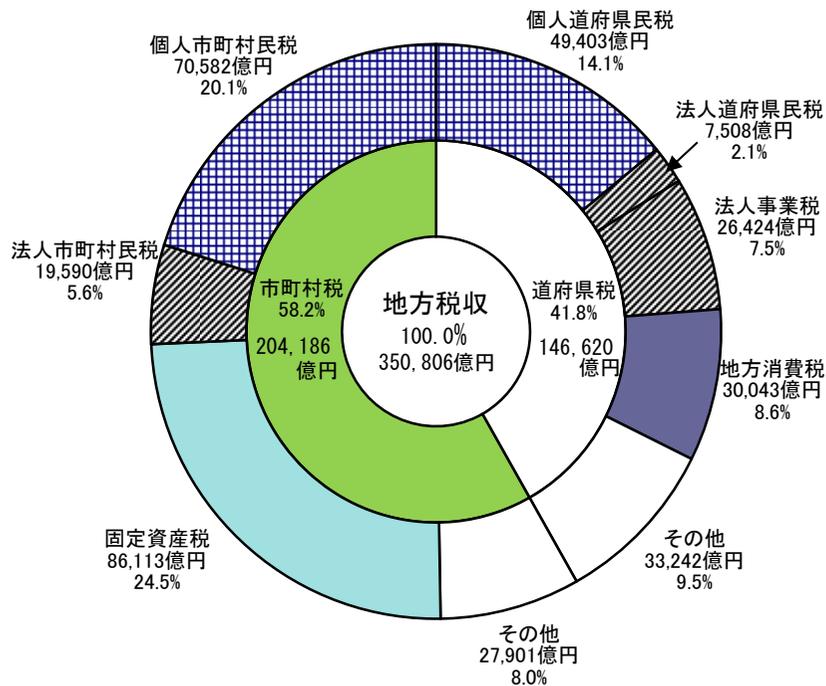
4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。

5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

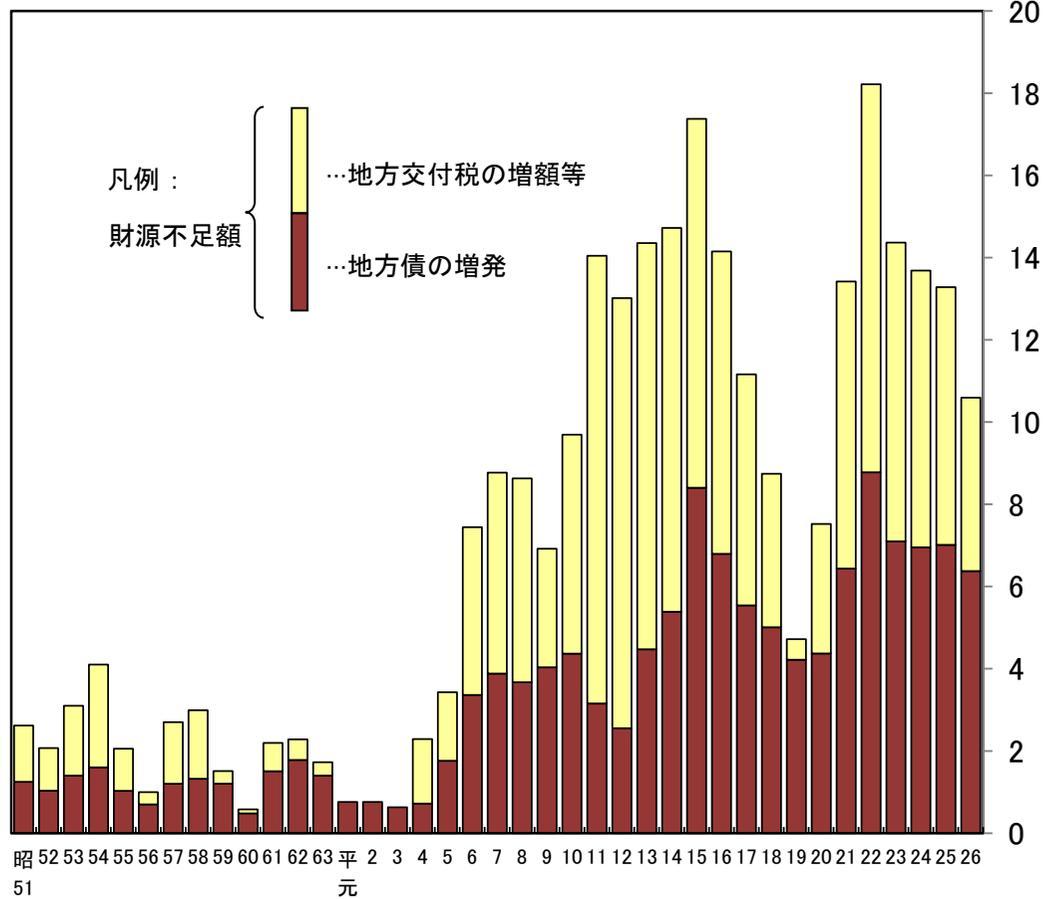
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



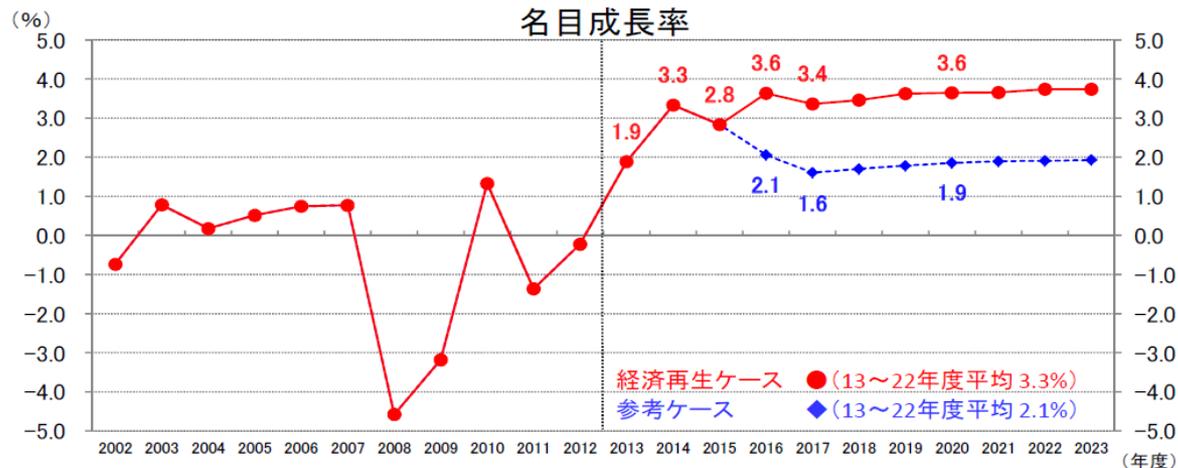
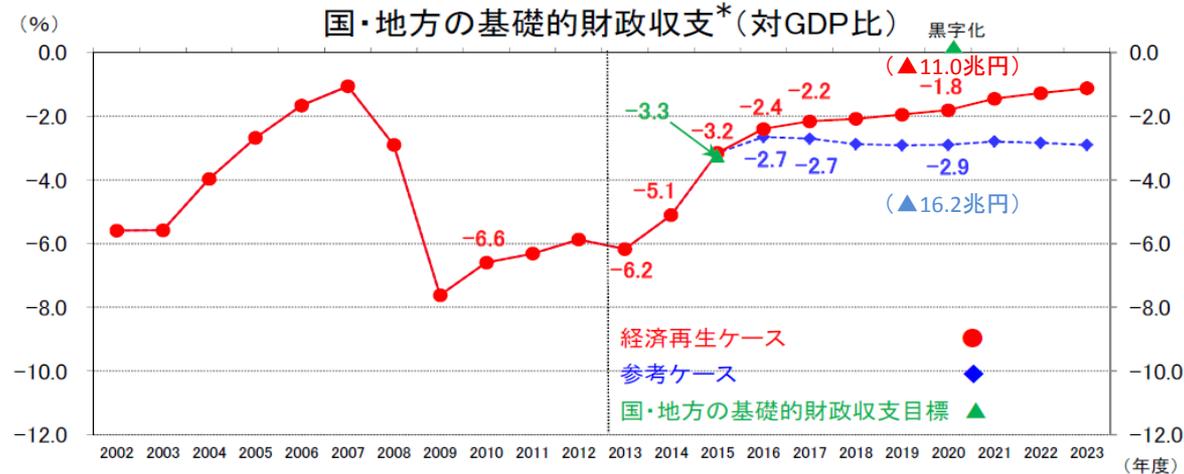
地方財政の財源不足の推移 (兆円)



(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

国・地方の基礎的財政収支と名目成長率

国・地方の財政は借金依存が続き、成長シナリオでも2020年度PB黒字化には11兆円の穴が開く見通し。このような厳しい財政状況の中、国民の皆様には消費税率の引き上げをお願いしている状況。



「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)平成26年7月25日経済財政諮問会議提出資料(内閣府)

※ 2013年「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」における目標は、国・地方の基礎的財政収支赤字を2015年度までに対GDP比で2010年度比半減、2020年度までに黒字化。

※ 税制抜本改革法附則、2013年「骨太の方針」において「実現を目指す」等とされている成長率は、名目3%程度、実質2%程度

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(※)報告書(平成25年11月)(関係部分抜粋)

※地方財政審議会に設置 (座長:神野直彦 東京大学名誉教授)

- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべき。

- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割→ 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

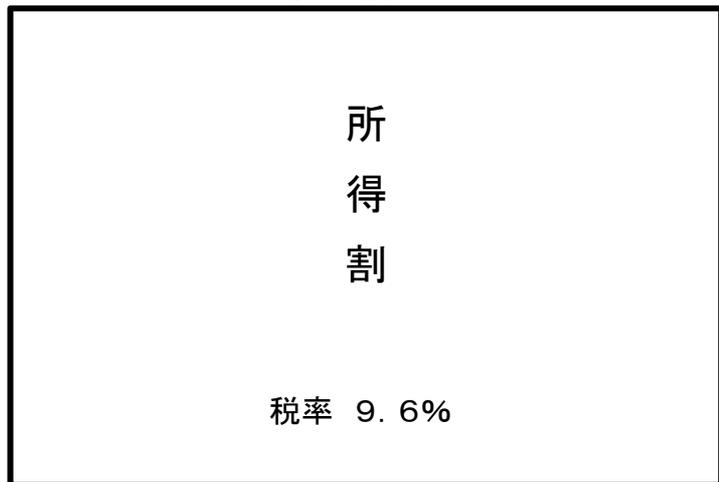
- 外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果。一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要。

- 法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論であることはいうまでもない。ただ、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。

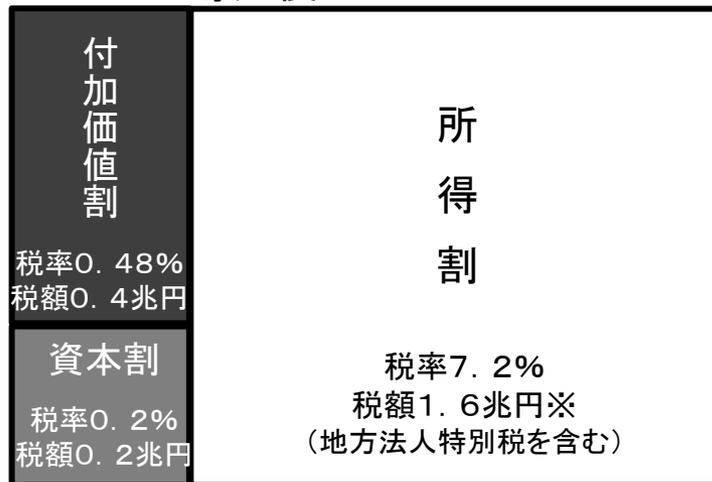
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計 2 : 1〕

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ (\text{報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

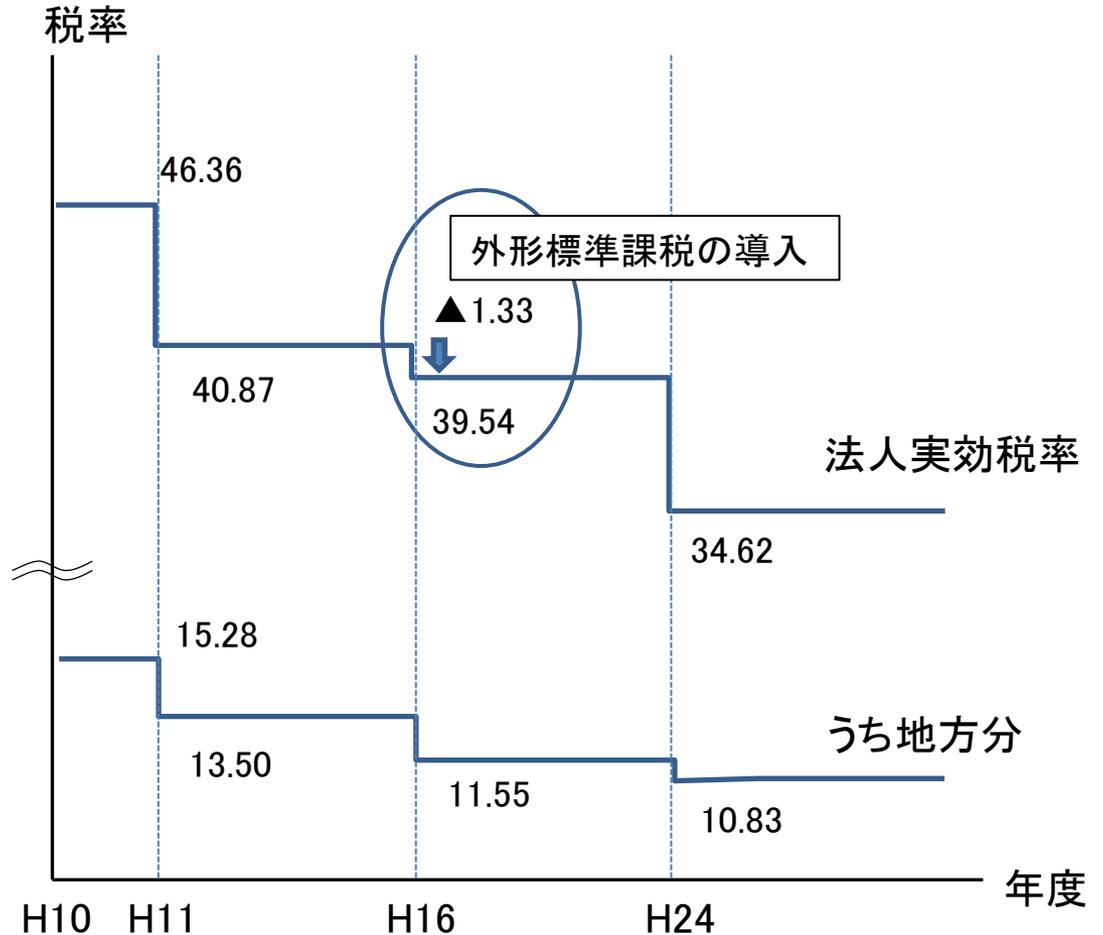
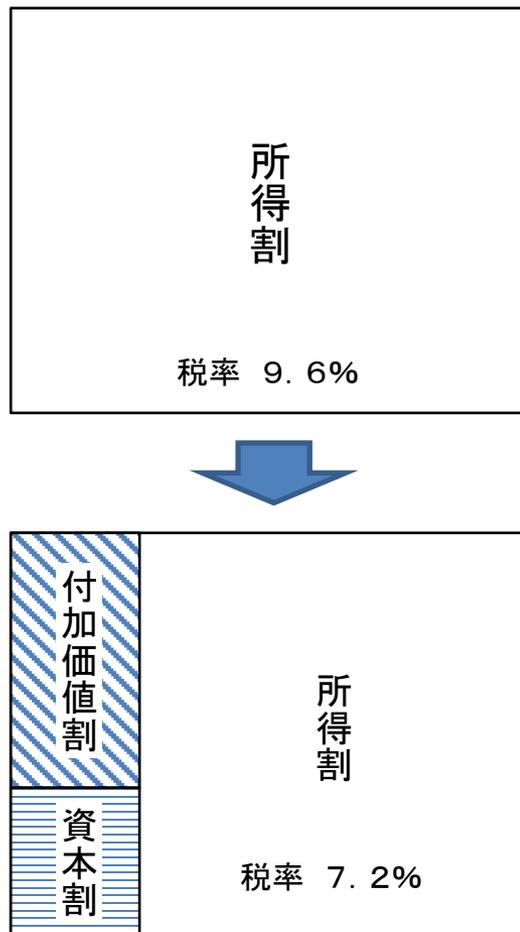
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース

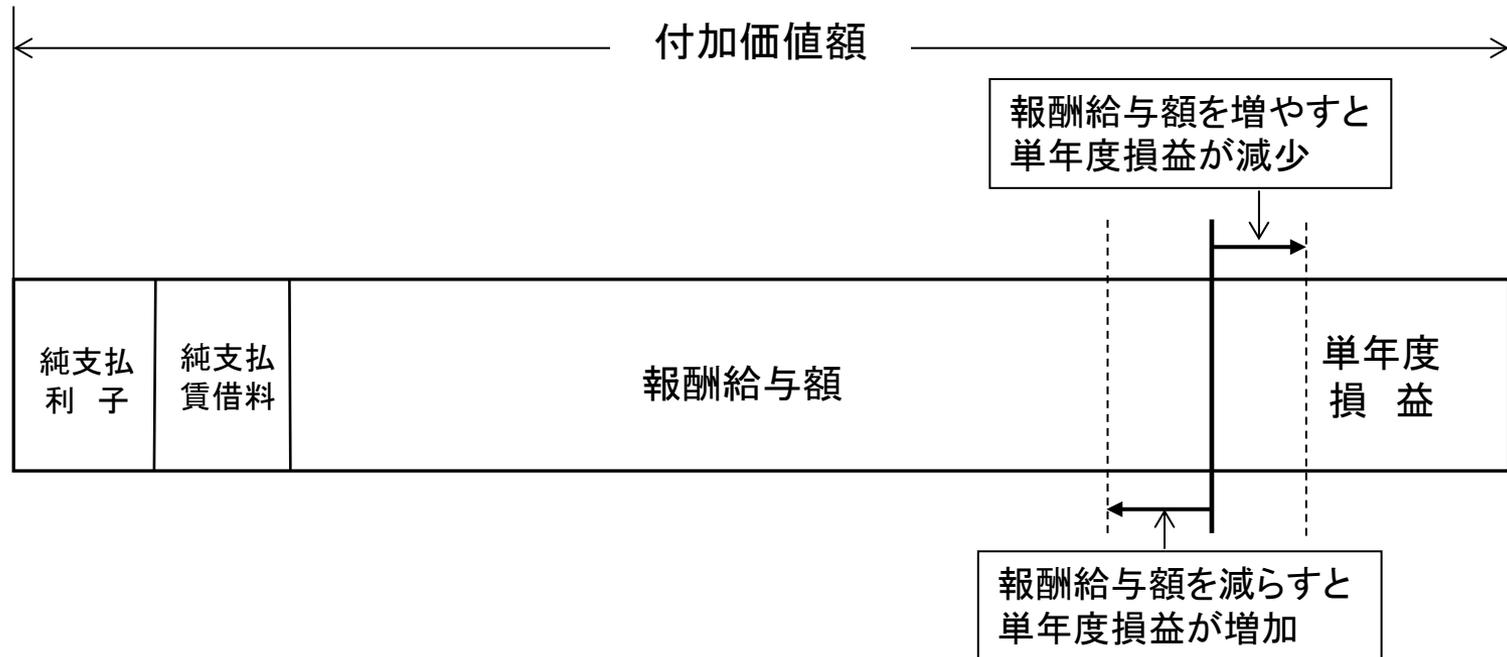


東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

付加価値額と報酬給与額の関係

付加価値割

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$



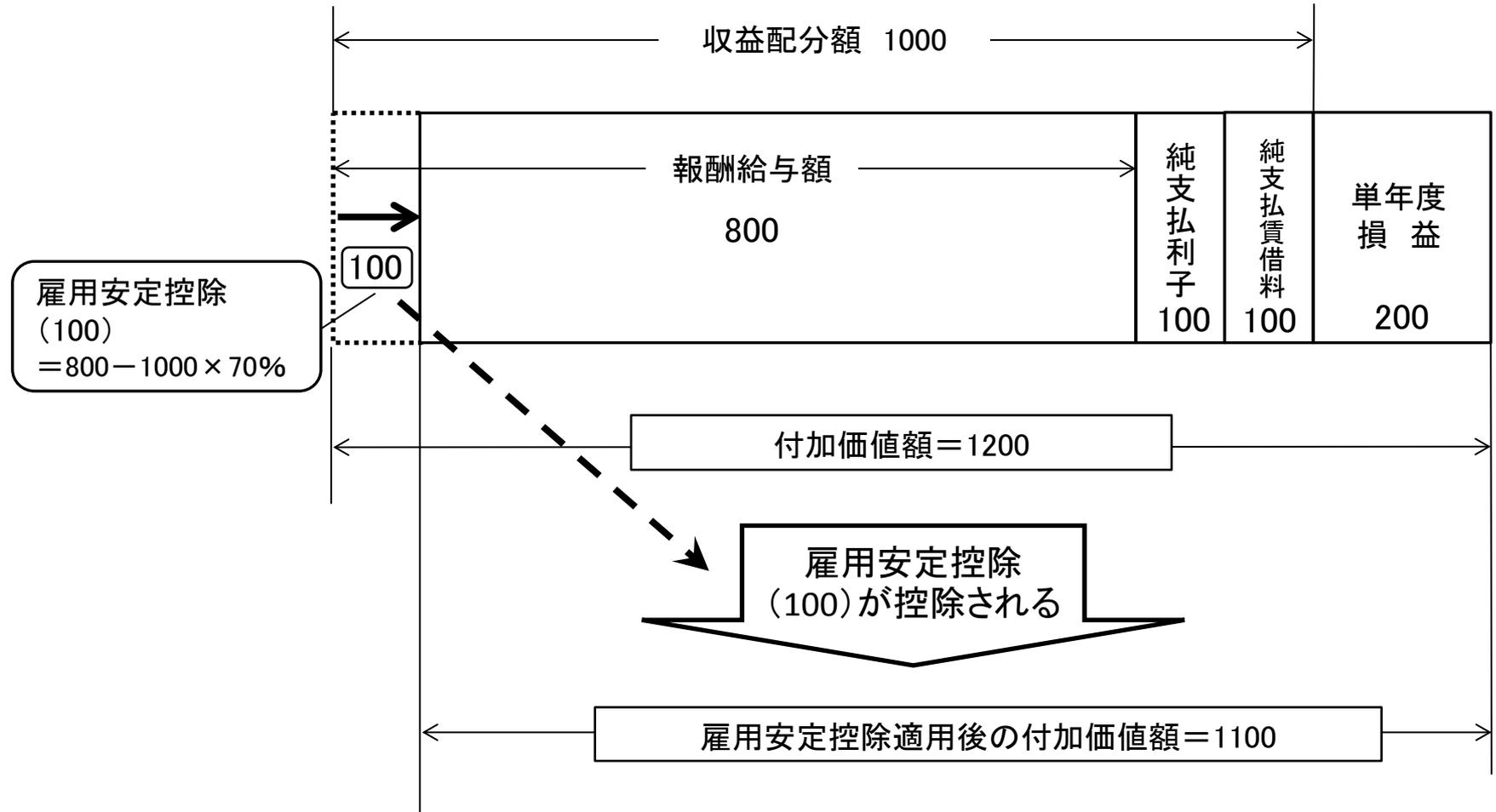
報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより付加価値額は変わらず、税額は一定

雇用安定控除について

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



法人事業税の税込実績等

【改正前】

【平成26年度改正後】

【外形対象法人】 2.2兆円
 (資本金1億円超の普通法人)
 2.4万社(全法人の1.0%)

※ 税込及び法人数は、平成24年度実績

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円
資本割 0.2兆円		

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
資本割 0.2兆円		

【中小法人等】 1.4兆円
 (資本金1億円以下の普通法人等)
 242.9万社(全法人の98.9%)

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額課税法人】 0.3兆円
 (電気・ガス供給業、保険業)
 0.2万社(全法人の0.1%)

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税
----------------------	-------------

「法人税の改革について」(抜粋①)

平成26年6月27日
政府税制調査会

1. 法人税改革の趣旨

国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。

地方法人課税については、応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が資本金1億円超の法人を対象に導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、事業活動規模に対し課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために一段の見直しが求められる。また、国税と同様、企業の選択を歪めないという中立の観点からの見直しも必要である。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

「法人税の改革について」(抜粋②)

平成26年6月27日
政府税制調査会

2. 具体的な改革事項

(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」（平成26年5月）

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。

○ 全国市長会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げ場合は、必ず代替財源を確保すること。

(参考) 政府税調 法人DGIにおける森特別委員(鹿児島市長)発言(抜粋)(平成26年4月)

- ・ 地方法人課税は、市町村にとっても非常に大変貴重な財源であって、この地方財政に穴が開く形で法人実効税率を引き下げれば、地域の安定的な生活にも大きな影響を与える。
- ・ 代替財源として個人住民税とか固定資産税といった個人に係る負担をお願いするのであれば、現在、消費税増税等をお願いしている中で国民の理解は得られないのではないかと。政府として低所得者対策等を講じる中で消費税率引上げに際して様々な施策を採っているが、それらの政策との整合がとれていないのではないかと。

○ 全国町村会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

人口一人当たりの税収額の指数①(平成24年度決算額)

地方税計

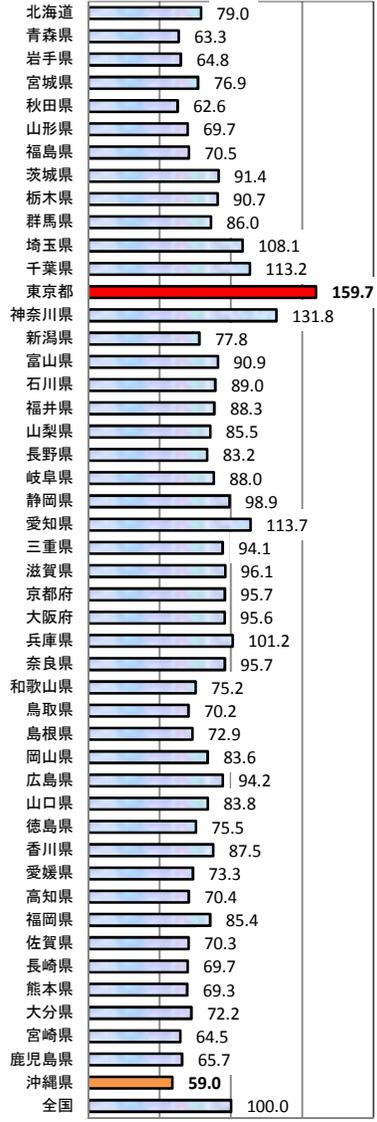
最大／最小:2.5倍



33.9兆円

個人住民税

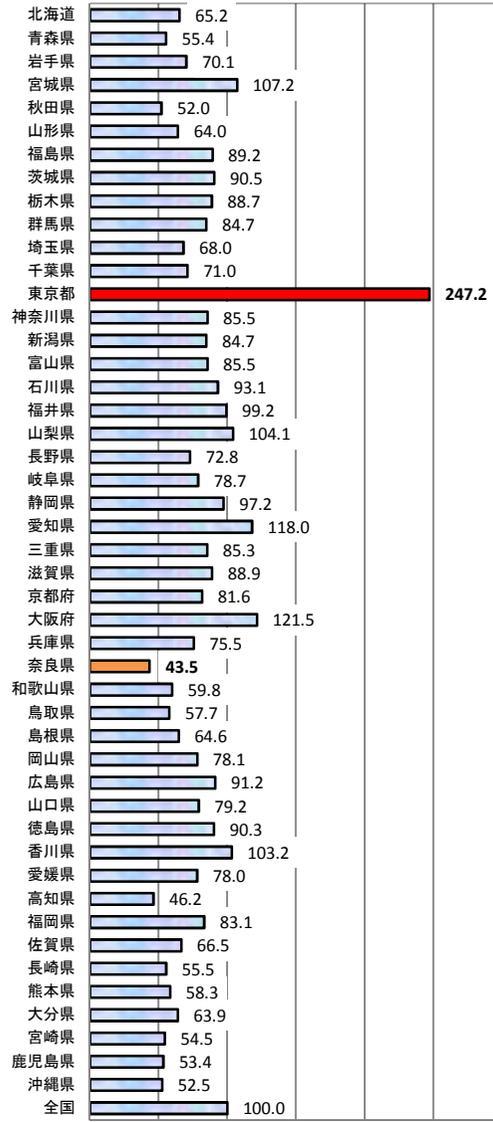
最大／最小:2.7倍



11.5兆円

地方法人二税

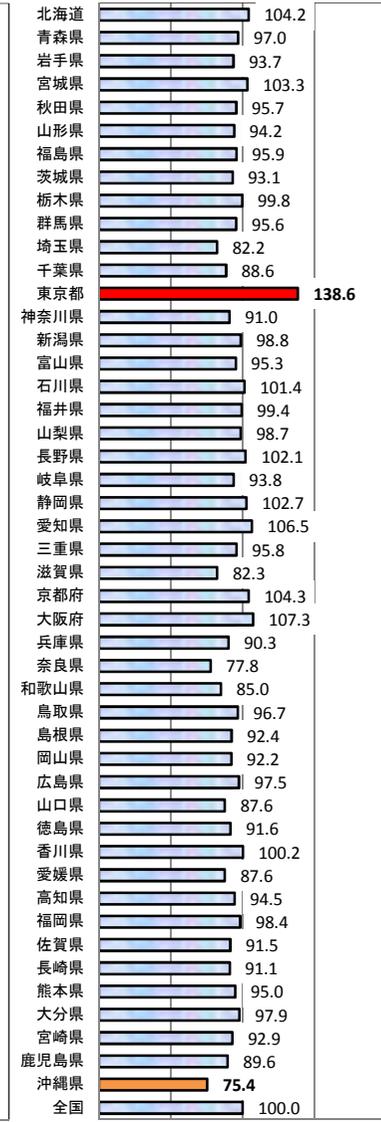
最大／最小:5.7倍



4.9兆円

地方消費税(清算後)

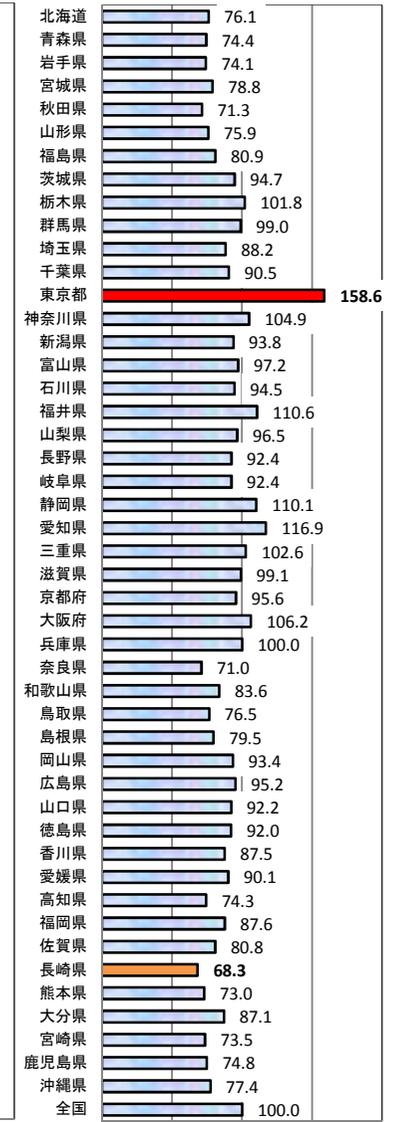
最大／最小:1.8倍



2.6兆円

固定資産税

最大／最小:2.3倍



8.5兆円

※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

人口一人当たりの税収額の指数②(平成24年度決算額)

地方たばこ税

最大/最小: 1.6倍



1.2兆円

自動車税

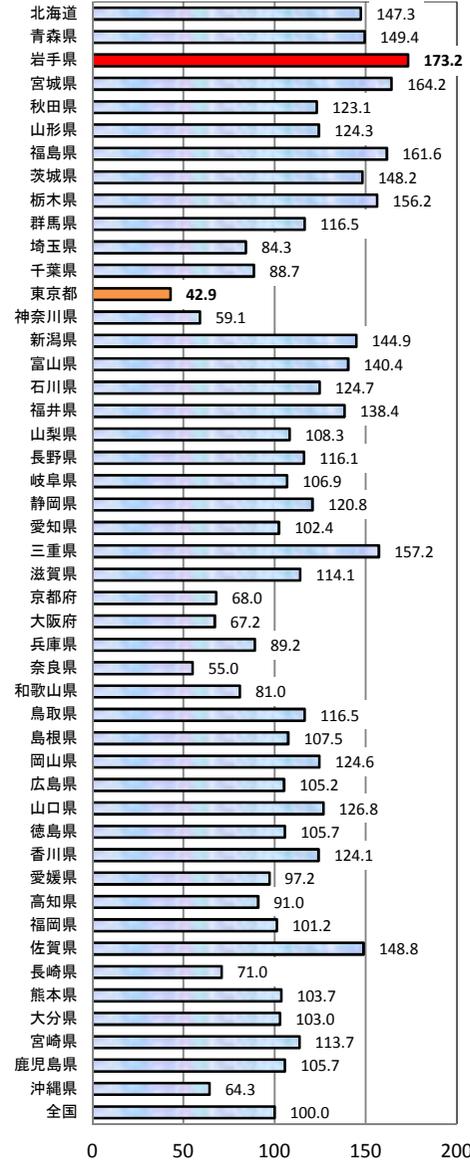
最大/最小: 2.1倍



1.6兆円

軽油引取税

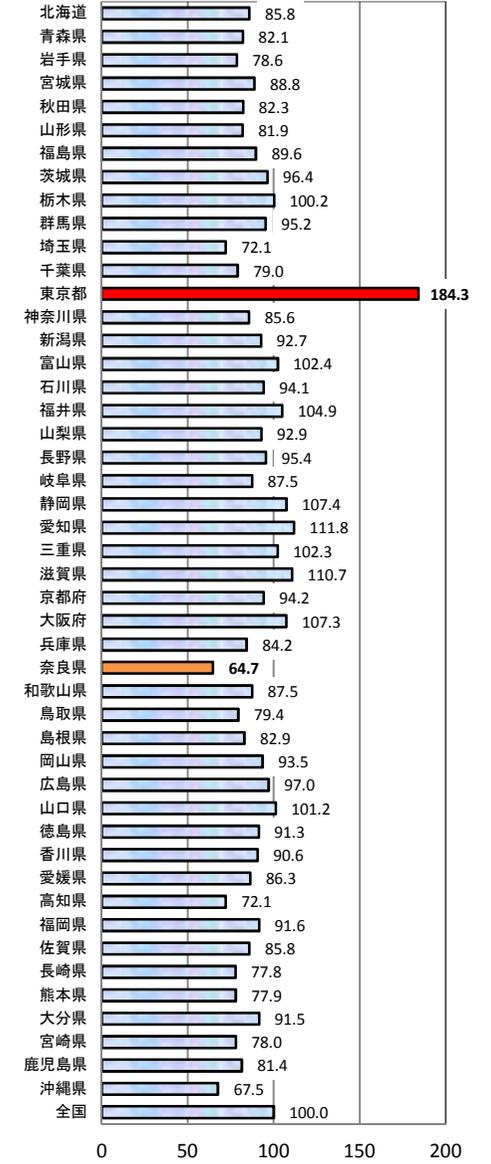
最大/最小: 4.0倍



0.9兆円

(参考) 県内総生産(平成22年度)

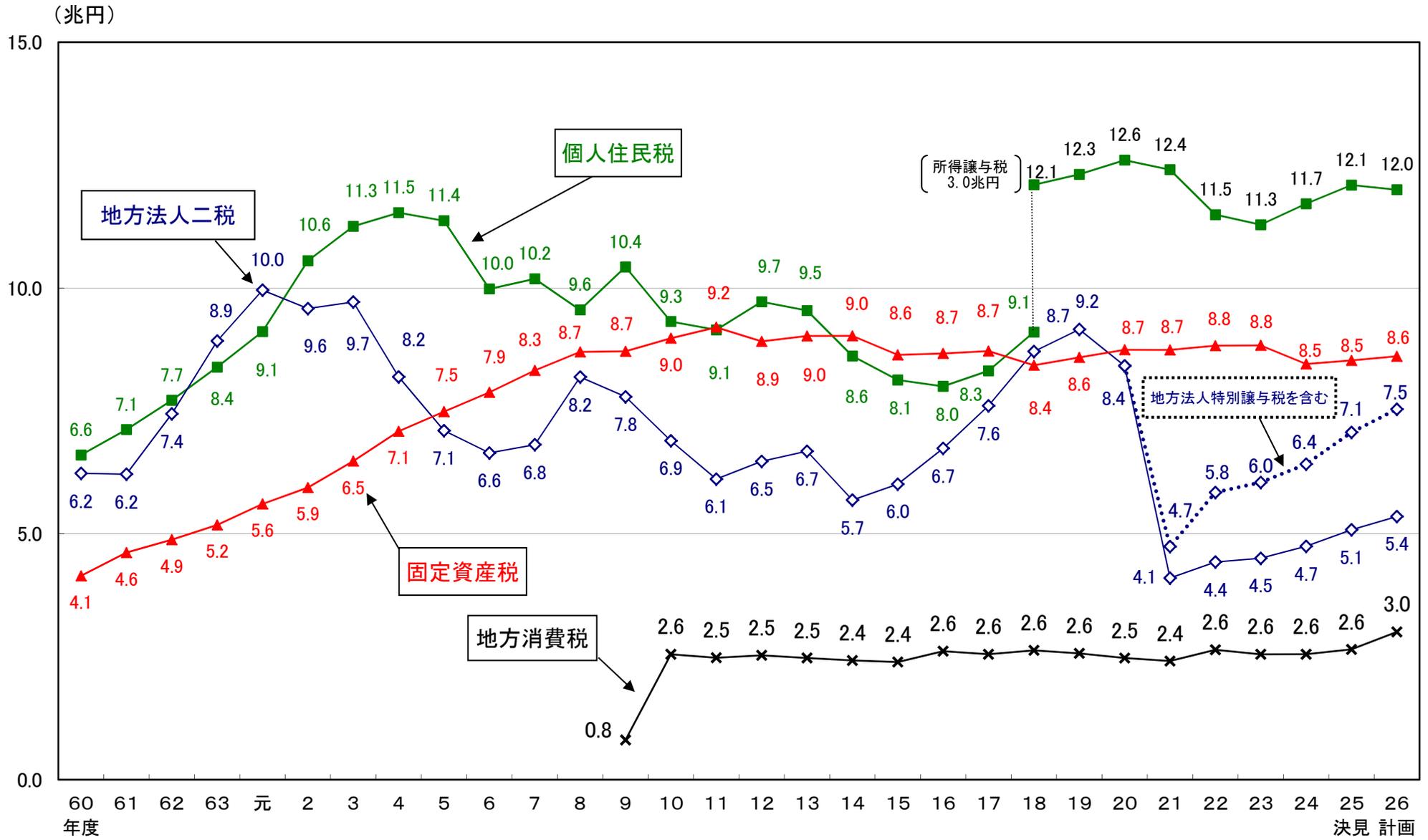
最大/最小: 2.9倍



495.6兆円

※上段の「最大/最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額及び県内総生産額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額及び県内総生産総額である。

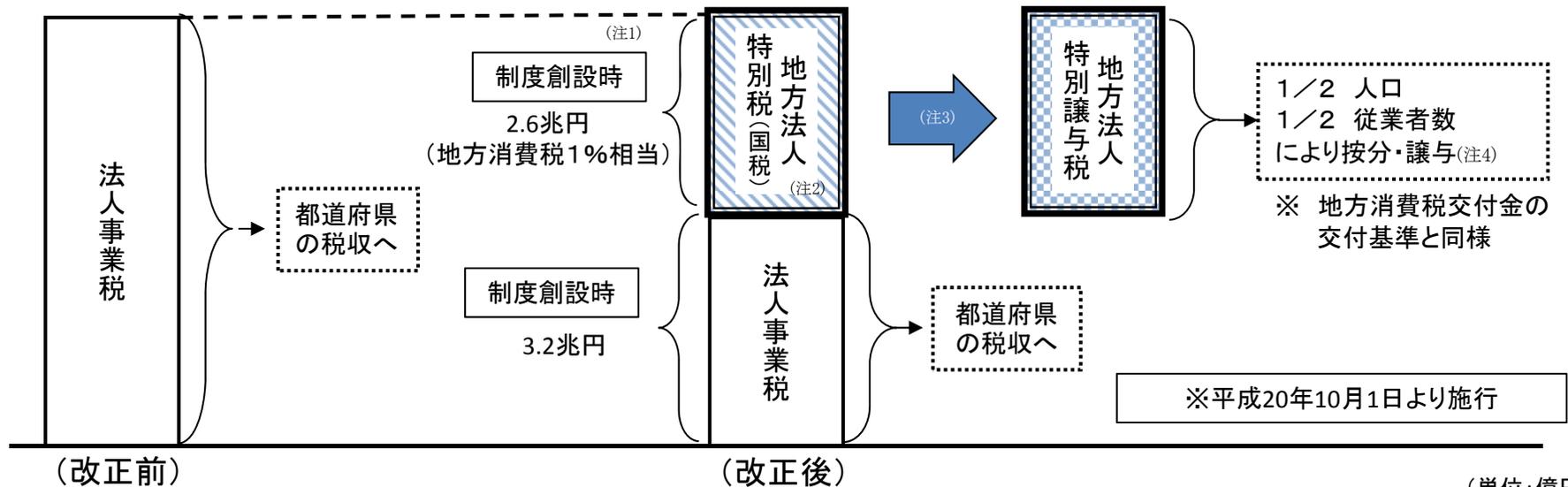
主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は決算見込額、26年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.2兆円)

地方法人特別税・譲与税創設の考え方

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設
 (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)



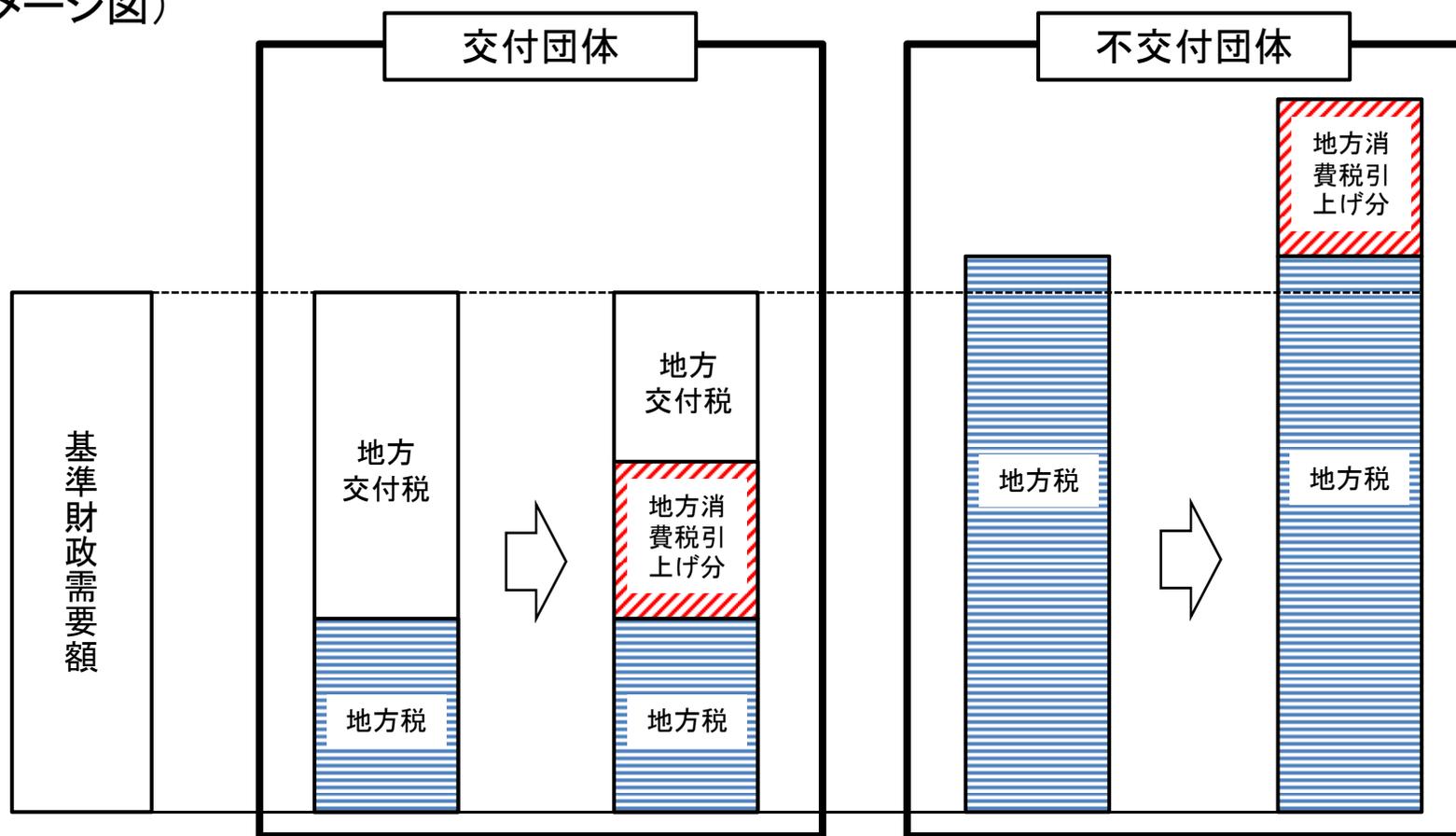
税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

	制度創設時の想定	H24実績	H25実績 (見込)	H26地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,511	26,485	25,347
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	16,709	19,803	21,829
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,611	▲2,529	▲2,384
東京都	▲3,197	▲974	▲1,906	▲1,728
愛知県	▲414	▲189	▲275	▲253
大阪府	▲265	▲214	▲221	▲247

地方消費税の税率引き上げにより交付団体と不交付団体間の財政力格差は拡大

- 地方消費税の税率引き上げにより、交付団体については地方交付税が減少し収入は変わらない。一方で、不交付団体については、地方消費税の引き上げ分、財源超過額が拡大する。

(イメージ図)



※ 地方消費税の税率引き上げにより、不交付団体の財源超過額は約0.3兆円程度(消費税(国・地方)10%段階)増加

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
 (市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

2. 車体課税

車体課税見直しのスケジュール

…法律事項

…大綱事項

消費税率8%時
(H26.4)

(H27.4)

消費税率10%時
(H27.10予定)

(H28.4)

自動車取得税

税率引下げ

- ・登録車: 5% → 3%
- ・軽自動車・営業用車: 3% → 2%(当分の間)

廃止

(今後法制化)

エコカー減税の拡充

(平成26年度取得分まで)

基準切替と重点化

自動車税

(軽課) 基準切替と重点化 (平成27年度取得分まで)
(重課) 経年車重課の強化

- ・概ね10%重課
→ バス・トラックを除き概ね15%重課

環境性能課税の導入(今後法制化)

- ・課税標準は取得価額を基本
- ・燃費に応じて税率を変動
- ・地方財政へ影響を及ぼさない税収規模を確保

自動車税(排気量割)のグリーン化特例は、
環境性能課税の非課税車に対象を重点化し、
軽課を強化(今後法制化)

軽自動車税

税率引上げ

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車
 - ・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ(軽四輪車等については平成27年度以降に新規取得される新車から適用)
- 二輪車等
 - ・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)

経年車重課の導入

- ・軽四輪車等について概ね20%重課

軽課の導入

(今後法制化)

自動車取得税の見直し

1 自動車取得税の税率（平成26年4月～平成27年9月）

区 分	改正前
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%
営業用自動車・軽自動車	3%

➔

平成26年4月～
3%
2%

平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)より抜粋

- 自動車取得税は消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止。

2 エコカー減税適用区分

〔改正前〕

〔H26.4～H27.3〕

◆ 乗用車の場合

対 象 車	内 容
電気自動車等	非課税
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減
H27年度燃費基準達成	50%軽減

➔

内 容
非課税
80%軽減
60%軽減

自動車税におけるグリーン化特例の見直し

〔改正前〕

取得期間：H24.4.1～H26.3.31
 軽課年度：H25年度、H26年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

〔改正後〕

取得期間：H26.4.1～H28.3.31
 軽課年度：H27年度、H28年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	内容
電気自動車等（※）	税率を概ね 75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準達成）	
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

※ クリーンディーゼル車を対象化

【軽課】

対象期間：H24.4.1～H26.3.31
 重課年度：H25年度、H26年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対象車	内容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 10%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

対象期間：H26.4.1～H28.3.31
 重課年度：H27年度、H28年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対象車	内容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 15%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※1 除外する自動車については現行どおり。
 ※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

【重課】

軽自動車税の見直し

○ 原付（第444条第1項第1号）、軽二輪（第2号）及び小型二輪（第3号）

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引き上げ。

車種区分		標準税率	
		改正前	改正後
原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400 円	3,600 円
小型二輪(250cc超)		4,000 円	6,000 円

○ 軽自動車及び小型特殊自動車（第2号）

① 平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げ。

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

車種区分			標準税率		重課税率(②)
			改正前	改正後(①)	
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
二輪(再掲)			2,400 円	3,600 円	—

**平成27年度税制改正（消費税率10%への引上げ時）における
車体課税に関する残された課題**

	平成26年度与党税制改正大綱												
①自動車取得税の廃止等及び自動車税における環境性能割の導入	<p>○自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>～平成26.3</th> <th>平成26.4～</th> <th>消費税率 10%引上げ時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車</td> <td style="text-align: center;">5%</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">廃止</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年4月以降のエコカー減税の取扱い</p> <p>○自動車取得税の廃止と併せて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施（税率0～3%）</p>		～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時	自家用自動車	5%	3%	廃止	営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止
	～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時										
自家用自動車	5%	3%	廃止										
営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止										
②自動車税（排気量割）におけるグリーン化特例 ^{（※）} の見直し ※燃費性能が良い車の自動車税の2年目の減免	○対象を重点化した上で、対象車は軽課を強化												
③軽自動車税における軽課の検討	○グリーン化を進める観点から検討												

・ 自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化

[参考 平成25年12月11日 自由民主党税制調査会長・公明党税制調査会長]

現在、道路運送車両法上登録制度や検査制度がないために税制上、新規車両と既存車両の区別や経過年数による政策的課税ができない原付や軽二輪等について、これらを把握し、軽自動車（四輪）のような課税を可能とする方法について、行政コスト、納税者の負担等も勘案し、検討を行う。

自動車税におけるグリーン化の方向等

平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)より抜粋

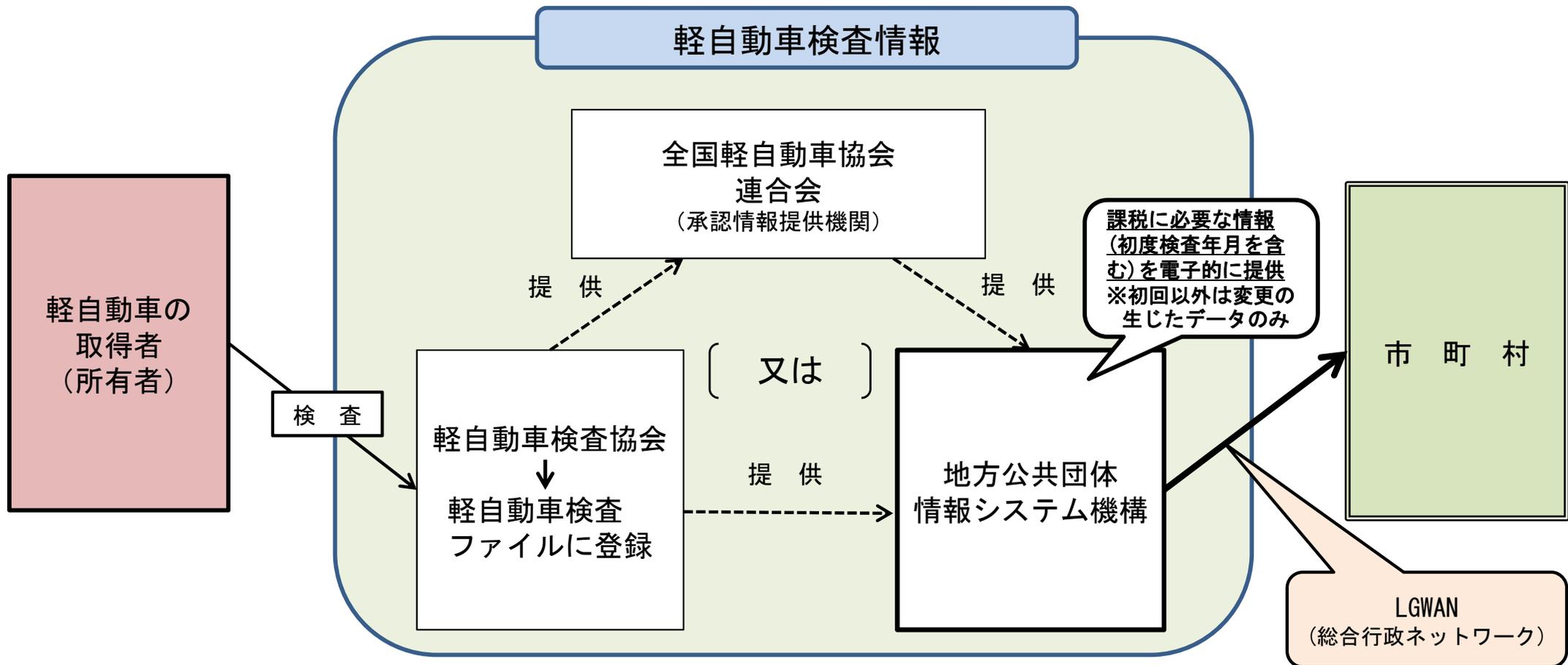
- 消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。
 - イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。
 - ロ 環境性能課税の税收規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。
 - ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。
 - ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。
- 軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。

改正後の軽自動車税の課税事務における課題

- 三輪以上の軽自動車に係る改正後の標準税率の適用(平成27年度分から)及び経年車重課の実施(平成28年度分から)に当たっては、課税当局において、初度検査年月(＝初めて車両番号の指定を受けた月)を把握する必要。
- 初度検査年月を含む軽自動車の検査情報については、道路運送車両法第74条の3の規定により軽自動車の検査事務を行うこととされている軽自動車検査協会が軽自動車検査ファイルに記録。

➡ 軽自動車検査協会の保有する検査情報を市町村に提供するシステムの構築が必要。

【軽自動車に係る検査情報の提供システム（案）】



3. 地方消費稅

消費税（国・地方）の引上げに伴う対応について

【消費税（国・地方）の引上げ】

適用日 区分	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～		平成27年10月1日～
地方消費税率 ※消費税率換算	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)		2.2% (消費税額の22/78)
消費税率	4%	6.3%		7.8%
うち交付税分 (法定率)	1.18% (29.5%)	1.40% (22.3%)	H27.4.1～ 1.47% (20.8%)	H28.4.1～ 1.52% (19.5%)
合計	5%	8%		10%
地方分合計	2.18%	3.10%		3.72%

○ 衆・本会議（平成26年1月29日）における総理大臣答弁

消費税率の10%への引上げの時期については、税制抜本改革法において、27年10月とされています。この引上げについては、法律に則って、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断したいと考えております。

○ 税制抜本改革法（平成24年法律第68号）附則第18条第3項

この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について (平成26年1月24日付総税都第2号)

1 消費税率(国・地方)引上げの趣旨

- 主として「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)の財源確保

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

「地方税法第72条の116(抄)」

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする。



2 趣旨を踏まえ求められる対応

① 社会保障財源の確保

- 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)を全て社会保障施策に要する経費に充てる。

② 住民に対する説明責任

- 上記経費への引上げ分の地方消費税収の充当について、予算書や決算書の説明資料等において明示。

(参考) 国の対応

- ・消費税(国分) : 予算総則に消費税の収入が充てられる経費の範囲を規定するとともに、消費税収(国分)と社会保障4経費の総額を比較。
- ・消費税(地方分) : 引上げ分の地方消費税収及び交付税法定率分の総額を、社会保障施策に要する経費、社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付の総額それぞれと、地方財政計画・決算において比較。

総務省における消費税転嫁対策の取組

消費税率(国・地方)引上げの閣議決定(平成25年10月)以降、消費税転嫁対策に関し、地方公共団体に対して、通知等により適宜に要請

○ 転嫁に関する広報や相談への対応

- ・ 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報
- ・ 転嫁に関する相談への適切かつ丁寧な対応

○ 歳入・歳出面の対応

- ・ 公共料金等及び公の施設の使用料・利用料金等の改定についての適切な対処
- ・ 消費税率の引上げに伴う影響額についての歳出予算への適切な計上
- ・ 調達等契約事務の適切な運用

○ 消費税転嫁対策特別措置法の遵守

- ・ 地方公共団体が設置する病院において、公正取引委員会から指導される事案が発生したことを受け、消費税転嫁対策特別措置法の遵守を要請

消費税の軽減税率制度に関する規定等

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(国税)第7条(抜粋)

- 一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 低所得者に配慮する観点から、…(中略)…「番号制度」…(中略)…の本格的な稼働及び定着を前提に、…(中略)…給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

平成26年度税制改正大綱〈抜粋〉

2 税制抜本改革の着実な実施

(4) 軽減税率

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

消費税の軽減税率に関する検討について

与党税制協議会では、消費税の軽減税率に関して 26 年度税制改正大綱^(注)に基づいて検討を進めており、本年 6 月 5 日、広く国民の意見を聞くため、考え得るパターンを機械的に示した「消費税の軽減税率に関する検討について」の資料を公表。

(注) 平成 26 年度与党税制改正大綱(平成 25 年 12 月 12 日)

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手段、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

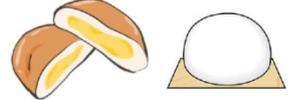
<線引き例と財源について>

○ 軽減税率を導入する場合の対象品目を仮に飲食料品とする場合の線引き例として、以下の 8 種類のパターンを提示。

軽減税率の対象品目	1%あたり減収額	標準税率と軽減税率の差が 2%である場合の財源の規模	
		社会保障の充実分及び自然増への影響	減収額の消費税率換算
① 全ての飲食料品	▲6,600 億円	▲1.3 兆円	0.7%
② 酒類以外の飲食料品	▲6,300 億円	▲1.3 兆円	0.6%
③ 酒類・外食以外の飲食料品	▲4,900 億円	▲1.0 兆円	0.5%
④ 酒類・外食・菓子類以外の飲食料品	▲4,400 億円	▲0.9 兆円	0.4%
⑤ 酒類・外食・菓子類・飲料以外の飲食料品	▲4,000 億円	▲0.8 兆円	0.4%
⑥ 生鮮食品	▲1,800 億円	▲0.4 兆円	0.1%
⑦ 米、みそ、しょうゆ	▲200 億円	▲0.05 兆円	0.02%
⑧ 精米	▲200 億円	▲0.04 兆円	0.02%

※消費税率 1%当たりの消費税収は 2.7 兆円(25 年度ベース)

【課題・論点の一例】

<p>①全ての飲食料品 生きた牛やサプリメントは？</p> 	<p>③外食 コンビニの中(イトインスペース)で弁当を食べると？</p> 	<p>⑥生鮮食品 刺身は軽減、干物は標準？</p> 
<p>①全ての飲食料品 生活必需品ということなら日用品は？</p> 	<p>④菓子類 クリームパンやあんまんは？</p> 	<p>⑦米、みそ、しょうゆ ⑧精米 パンや砂糖は？</p> 

<区分経理について>

○ 軽減税率を導入する場合、適正な税額計算のための区分経理の仕組みとして、A～D案を提示。

※A～D案のいずれも、納税義務者の事務負担は増加。

	区分経理の方法	納付税額の計算	免税事業者からの仕入	特徴
A案：区分経理に対応した請求書等保存方式	請求書の軽減品目に印を付す	請求書に付された印を参考にしながら帳簿から計算	仕入税額控除可能 (免税事業者は印をつけた請求書を交付することはできる。その一方、個々の売上品目毎の税率区分の判断事務等が発生)	・事業者間取引における免税事業者の状況は変わらない ・いわゆる益税が拡大する可能性
B案：A案に売手の請求書交付義務等を追加した方式				
C案：事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式	請求書の各品目毎に適用税率及び税額を記載	請求書に記載した税額により計算	仕入税額控除不可 (免税事業者は適用税率及び税額を記載した請求書を交付できない)	・いわゆる益税は縮小 ・事業者間取引において免税事業者が取引を避けられる可能性
D案：E U型インボイス方式				

<その他>

- 簡易課税について
⇒業種区分が細分化されることにより、複雑な簡易課税制度に。
- マージン課税制度
⇒区分経理のC案、D案を導入する場合、中古品販売業者に対する特別な手当てが必要。



消費税と、年金、医療、介護、少子化対策の歳出を一体のものとするとの社会保障・税一体改革の原点を十分に踏まえながら、軽減税率制度導入のための課題と論点について、広く国民各層における活発な議論を期待。

○ 全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案(平成25年10月)」(抄)

消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、(中略)②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

なお、平成25年度与党税制改正大綱においては、「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とされているが、軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべきである。また、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべきである。

○ 全国市長会「「軽減税率制度」導入に当たっての考え方について(平成25年10月)」(抄)

1. 社会保障財源確保を損なうことのない制度設計が必要

軽減税率制度を検討するに当たっては、将来にわたって社会保障財源の安定的確保が損なわれることがあってはならない、ということが大前提である。

2. 「軽減税率制度導入」は「補てん財源確保」と一体で検討

軽減税率制度の導入に当たっては、「補てん財源確保」と一体として制度設計を行い、必ず、補てん財源を担保していただかなければならないという意見がある。

○ 全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望(平成25年11月)」(抄)

消費税引上げに伴う軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

4. 固定資産税(27年度評価替え、償却資産課税)

評価替えに伴う負担調整措置等について

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映(前回評価替えは平成24年度)。
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、今年の税制改正で平成27年度以降の負担調整措置等のあり方を検討することが必要。

※ 都市計画税及び不動産取得税においても所要の措置を検討する必要。

現行の固定資産税における負担調整措置等の主な内容

1 商業地等に係る負担調整措置

- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、本来の税額の5%を上限
- ② 課税標準額の上限額の設定: 課税標準額を評価額の70%に引き下げ
- ③ 据置特例: 前年度課税標準額の水準が評価額×60~70%の土地について、課税標準額を前年度と同額に据え置き

2 住宅用地特例及び住宅用地に係る負担調整措置

- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、本来の税額の5%を上限
- ② 住宅用地特例: 課税標準額を評価額の1/6、1/3に引き下げ

区 分	土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額 (〈〉内は都市計画税の場合)
小規模住宅用地	住宅の敷地	200㎡以下の部分	価格×1/6 〈1/3〉
一般住宅用地		200㎡を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3 〈2/3〉

【参考】平成5年度以前

価格×1/4 <->

価格×1/2 <->

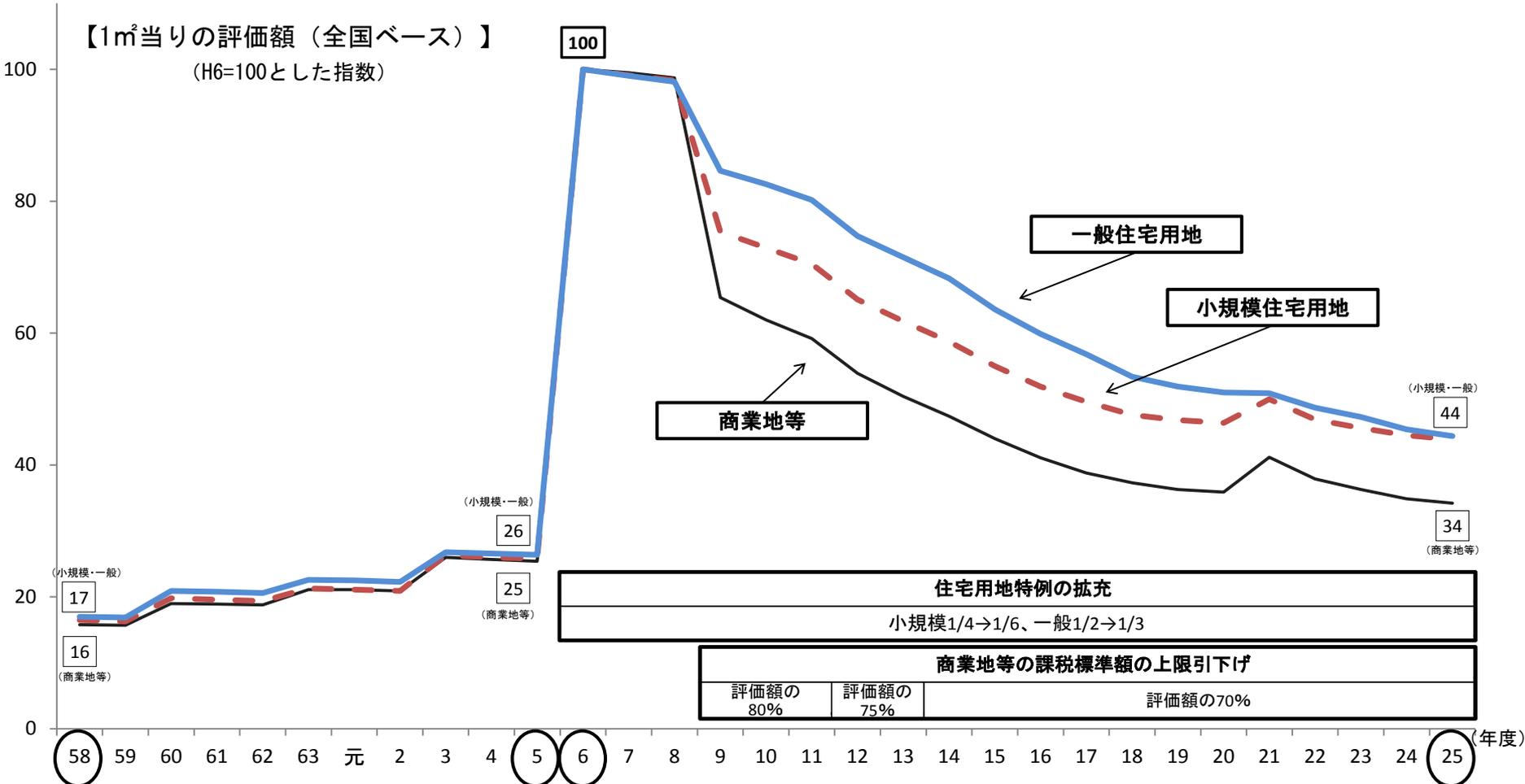
3 一般農地に係る負担調整措置

- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、前年度の課税標準額に一定の率を乗じた額を上限 (宅地に比べて緩やかな負担調整方法)

4 不動産取得税における住宅及び土地に係る標準税率を3%とする特例措置(本則:4%)

固定資産税評価額の状況

- 小規模住宅用地・一般住宅用地のH25評価額は、H6から約56%減。
- 商業地等のH25の評価額は、H6から約7割減。



※1 小規模住宅用地とは、200㎡以下の住宅用地。
 ※2 各年度の「固定資産の価格等の概要調書」により作成。

固定資産税の償却資産課税に関する経済界からの意見

平成26年4月14日
政府税制調査会・第3回法人課税DG
佐々木則夫特別委員(株東芝取締役副会長)提出資料(抄)

2. 減価償却制度の見直し

減価償却は、資産の耐用年数にわたり、収益と対応する形で実態に即して費用配分が行われなければならない。償却方法によっても、償却の全期間(法定耐用年数)のうちに損金となる金額は変わらないとしても、投資コストの早期回収は企業の競争力に大きな影響を与える。

また、償却資産に係る固定資産税について、特に機械装置への課税は米国やカナダの一部州などで行われているのみであり、わが国製造業が競合するアジア近隣諸国において例がなく、極めて稀な税となっている。廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

【参考】平成26年度税制改正大綱(抄)(平成25年12月12日 自由民主党・公明党)

第三 検討事項

- 18 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

固定資産税の償却資産課税に係る地方団体からの要望等

- 固定資産税収は、約8.5兆円（市町村税収全体の4割超）の税収規模。うち償却資産分は約1.5兆円（18.1%）と、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。
- 地方団体からは、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、地方団体の貴重な財源となっていること等を踏まえ、現行制度を堅持してほしい旨の要望が数多く出されている。

固定資産税 84,890億円



※平成24年度「地方財政状況調査」（総務省）における決算額による。

区分	固定資産税
1. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者
2. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（直近では平成24年度に実施。次回は平成27年度に予定） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
3. 税率	標準税率 1.4%

地方団体からの償却資産課税の堅持に関する要望（抜粋）

地方六団体「これからの国・地方を通じての課題について」（抄）（平成26年6月）

- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国市長会「都市税財源の充実強化に関する決議」（抄）（平成26年6月）

- 償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国町村会「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望 重点事項」（抄）（平成26年7月）

- 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」（抄）（平成25年10月）

- 償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

資産税制の国際比較(償却資産関係)

未定稿

- そもそも、日本の償却資産課税は、戦後、シャープ勧告に基づき、アメリカに倣って導入したもの。
- 今も、アメリカでは一般的。そのほか、カナダ、イギリス、香港、韓国など各国でも、償却資産課税は行われている。
 - 全OECD加盟国のGDP総額の約6割(2011年)を占めるアメリカ・日本・イギリス・カナダ・韓国において実施。
 - 日系企業が進出しているアメリカの州のほとんどにおいて、機械設備に対する償却資産課税を実施。※1

	アメリカ ※2	カナダ ※3	イギリス ※2	香港 ※2, 4	韓国 ※2	フィリピン ※2
名称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レイト Business Rate (通称: ノン・メスディックレイト Non Domestic Rate)	レイト General Rates	財産税	固定資産税 Real Property Tax
課税団体	州、郡、市町村、 学区、特別区 ※5	州、広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	香港政府 (地方政府)	市、郡、区	県、市町村
課税対象資産	全50州1特別区 ○土地・家屋 (45州1特別区) ○ 公益事業資産 ※8(39州) ○ 機械設備 (38州) ○ 有形動産 (38州) ○ 通信関連資産 (37州) ○在庫・棚卸資産(12州) ※6	全10州2準州 ○土地・家屋 (全10州2準州) ○ 公益事業資産 ※8 (5州1準州) ○ 機械設備 (3州1準州) ○ 通信関連資産 (7州1準州) ※7	○事業用不動産 (土地、建物と一体 をなす 構築物、 機械設備 を含む。)	○土地・家屋 ○ 機械設備	○土地 ○建物 ○ 貯蔵施設、 ドック施設、 エネルギー 供給施設等 ○船舶 ○ 航空機	○土地・家屋 ○ 機械設備
納税義務者	所有者	所有者	使用者	所有者 又は占有者	所有者	所有者

※1 日本貿易振興機構(ジェトロ)「米国・カナダ進出日系企業実態調査(2013年度)」による在米アンケート回答企業(製造業661社)の立地州別内訳及び下記※6に基づく。

※2 各国の税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「財産税(償却資産)に係る海外実態調査」(平成19年度にCLAIRを通じて実施)及び「租税に係る海外実態調査」(平成23年度及び平成24年度にCLAIRを通じて実施)に基づく。

※3 カナダの税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「カナダの地方団体の概要」(CLAIR REPORT第227号、2002年)及び「各国の資産評価対訳シリーズ 第4集 カナダ(プリティッシュ・コロンビア州)」(財資産評価システム研究センター、2001年)に基づく。

※4 香港に係る税制の内容については、「香港レイトの仕組みと考え方」(石田和之、資産評価情報No.179、2010.11)に基づく。

※5 「アメリカの地方財産税について」(前田高志、オイコノミカ第41巻第3・4号、2005年)に基づく。

※6 「State and Provincial Property Tax Policies and Administrative Practices(PTAPP):Compilation and Report」(IAAO、2010年)に基づく。

※7 「PROPERTY TAX POLICIES and ADMINISTRATIVE PRACTICES in CANADA and the UNITED STATES」(IAAO、2000年)に基づく。

※8 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。

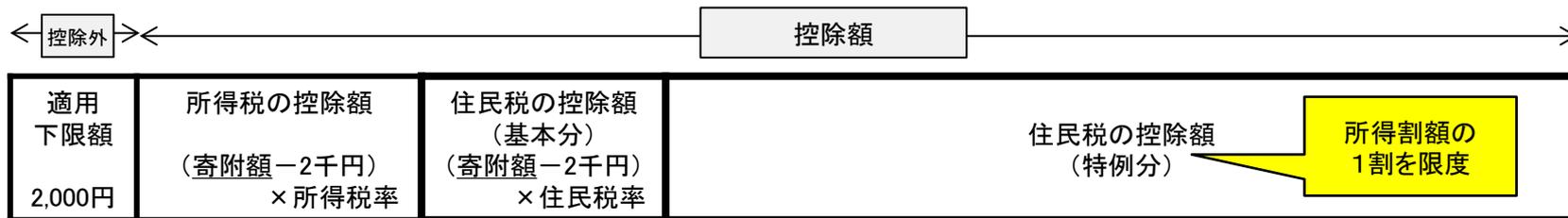
5. 個人住民税(ふるさと納税)

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

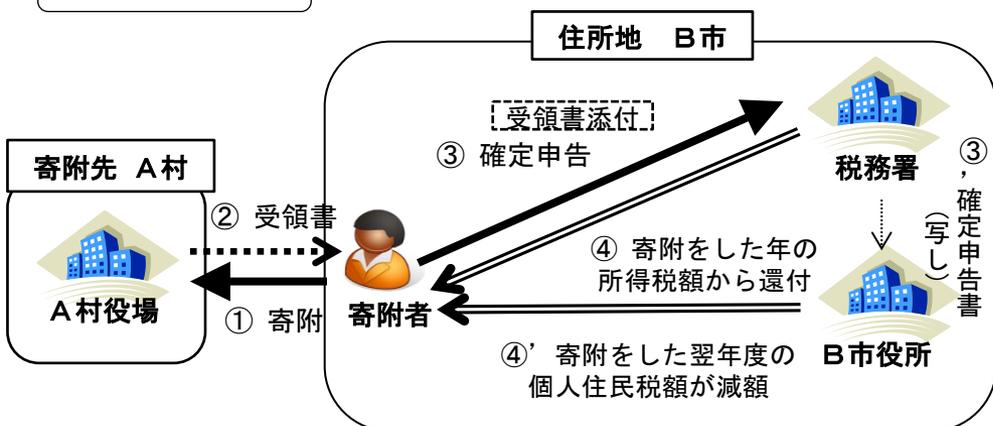
- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

手続き



導入からの推移

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
合計	94万人	985億円	312億円

「ふるさと寄附金制度」(「ふるさと納税」)の拡充

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(抜粋)(平成26年6月24日閣議決定)

(元気な地方を創るための取組の推進)

「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

4. 寄附者との関係づくり

今回の調査結果において、寄附者との関係づくりのための取組として、「お礼状・感謝状等の送付」との回答が約9割、「広報誌・パンフレット等の送付」との回答が都道府県で約7割、市区町村で約5割、「特産品等の送付」との回答が約5割あり、各都道府県、市区町村においては、その実情に応じて創意工夫を行っているものと考えられます。ただし、特産品等の送付については「問題はあるが、地方の良識に任せるべき」と回答した団体も、都道府県で約3割、市区町村で約2割あることを踏まえ、適切に良識をもって対応してください。

※ 平成25年9月13日付事務連絡

※ 総務省自治税務局市町村税課より各都道府県税務担当課・市町村担当課宛てに発出

6. その他

地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯

- 京都議定書の発効を見込み、平成17年度税制改正において、環境省が環境税(地球温暖化対策税)の創設を要望(以後継続して要望)。

- 「全国森林環境・水源税創設促進連盟」が「全国森林環境・水源税」を提唱。
- 全国町村会が「石油石炭税の上乗せ税収の一部譲与」を要望。

【平成23年度～平成24年度】

- 石油石炭税(国税)に「地球温暖化対策のための税率の上乗せ」を創設。

※ 地方の要望はあったが、税収の使途はCO₂排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及びCO₂排出抑制対策を含む地方財源の確保は検討事項にとどまる。

【平成25年度税制改正大綱】

- 「早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【平成26年度税制改正大綱】

- 「新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【自民党「森林吸収源対策に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」】

(平成26年3月13日設置、同年6月3日中間とりまとめ)

- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、早急に総合的な検討を進めること。

【経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)(抄)(平成26年6月24日)】

- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、早急に総合的な検討を進める。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（上乘せ）について

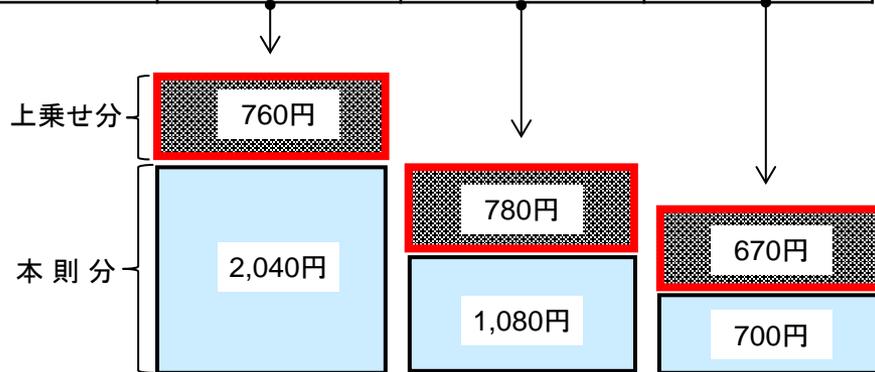
- 課税主体：国
- 納税義務者：原油等を採取する者及び原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
- 税収の用途：エネルギー起源CO₂排出抑制対策

税率（段階的引上げ）

	原油・石油製品 [1kℓ当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
24年度(10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乘せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円



租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け補助事業

	平成26年度当初予算額	地方負担額
経済産業省所管分	66.0億円	30.5億円
環境省所管分	98.0億円	27.3億円
計	164.0億円	57.8億円

地方の地球温暖化対策に関する財源確保に係る要望

○ 地方団体からの意見

● 全国知事会：地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）

（前略）地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

● 全国市長会：都市税財源の充実強化に関する決議（平成26年6月4日）

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

● 全国町村会：平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望 重要事項（平成26年7月3日）

地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一定割合を町村の果たす役割に応じた税財源として確保すること。

○ 国税に対する林野庁の平成27年度税制改正要望

1 石油石炭税の税率の特例の活用等

- 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置（「地球温暖化対策のための税」と同様の税の創設又は「地球温暖化対策のための税」の活用（使途に森林吸収源対策を追加）等による森林吸収源対策に充てることのできる税収枠の創設。

2 揮発油税の税率の特例の活用

- 揮発油税の「当分の間税率」を森林吸収源対策に優先的に充当。

3 森林環境税（仮称）の創設

- 地方自治体において導入されている森林環境税等の国税版の創設（例えば、復興特別所得税等の仕組みと同様、既存の税額等に一定の率を乗じて計算した額を併せて徴収する仕組みを想定）。

ゴルフ場利用税

<ゴルフ場利用税の概要>

- ・ 都道府県が、ゴルフ場の利用者に対して、1人1日につき800円を課税(制限税率:1,200円)
※ 18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税
- ・ 税収額：507億円(平成24年度決算額)
→ このうち10分の7に相当する額(354億円)を、ゴルフ場所在市町村に交付

<地方からの意見>

全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案(平成25年10月)」

- ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持すること。

全国市長会「都市税源の充実強化等に関する提言(平成26年6月)」

- ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

全国町村会「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望(重点事項)(平成26年7月)」

- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。